

(照会申出書2枚目)

3 照会事項

(1) 下記の者について、現在の外国人登録上の住所(在留カード記録上の最後の居住地)をご回答ください。
現在の住所が不明な場合は、添付申請書のとおり、回収された外国人登録原票に記載されている事項をご回答ください。

魏 国 珍 (英字氏名: 不明)
氏 名
生 年 月 日 1955年7月28日
性 別 女性
国 籍 中華人民共和国
公民身分番号 210423195507280020
中国の住所地 遼寧省撫順市清原滿州族自治県清原鎮石花街9号楼
1 单元302室

(2) 上記の者について、

- ① 現在日本に在留しているか。
- ② 平成30年10月31日当時日本に在留していたか。
- ③ 平成30年10月31日から現在までの出入国の有無
- ④ 上記事実があるとするれば、入国、出国の各年月日、出国先

4 照会理由

(1) 当職は、依頼会社株式会社泰晋(資料1)から、その所有する京都市八幡市所在の不

動産(土地)の登記簿謄本(資料2)に魏国珍名義の所有権移転登記(登記手続受付日

平成30年10月31日)が記載されているので、魏国珍を被告として所有権移転登記

抹消登記手続訴訟を行うことについて委任を受け、現在準備を進めています。

上記所有権移転登記は、平成30年2月26日に株主でない者(藤林久士)が自らを

泰晋社(旧商号・宗和建物株式会社)の代表取締役たる取締役を選任する旨の臨時株主

総会議事録を作成して役員登記をし、その後、平成30年10月31日に、正当な代表

取締役ではない(資料3乃至5)にも関わらず、魏国珍に不動産を売却したこととして、

登記名義を会社から魏国珍に移転させたものです(資料6乃至8)。

(2) 訴訟準備の過程で、魏国珍が中国の住所地にいないことが確認され、日本国内に滞

在しているとの情報もあるところ、その実際の住所または居所が分からず、このままで

は訴状の送達先が不明で、訴訟提起の障害となっており、外国人である魏国珍が現在日

本国内に滞在しているのか否か、日本国内に滞在している場合に実際にどこを住所な

いし居所としているのかを確認するべく、本照会の申出をなしたものである。

以上